



新型コロナ 市民のいのちを守る体制強化を

日本共産党市議団が 聞き取り調査・市へ3回の申し入れ

広島市でも、新型コロナウイルスによる感染者が増え、市民の間に不安が広がっています。

日本共産党市議団は4月9日までに広島市長に3回の緊急申し入れを行い、コロナ災害ともいふべき事態のなか、市民のいのちと暮らしを守る取り組みの強化を求めました。

●政府の臨時休校で混乱

1回目 2月28日、政府の全国一斉の学校臨時休校要請を受けて、「濃厚接触を避けるため、体育館を開放して、子どもの居場所とするように」など求めました。



3月4日 財政局長に2回目の申し入れ

2回目 3月4日の申し入れでは、イベント自粛や観光客の激減などにより「中小業者に及ぶ影響について実態把握を行うこと」

「医療現場や放課後等デイサービスなどで衛生資材が不足しないようにすること」「家庭で過ごす子どもたちのストレス解消にむけ、運動場や公園の利用できるようにすること」を求めました。

●中小企業、事業者が悲鳴

日本共産党市議団は、3月24、25日に中小企業団体、観光ガイドの事業者、障がい者の作業所、原爆特養など、各種団体や事業者を訪問し、新型コロナの感染予防や行事の自粛などでの問題の聞き取り調査を行いました。4月9日は、広島交響楽団からも要望をお聞きしました。

中小企業の団体からは、豪雨災害・消費税増税に加え、コロナ問題でトリプルパンチを受けているとの実態が示され、災害時と同様に、税金の猶予や国民健康保険料の免除を求める声が寄せられました。

また、障がい者の作業所では、フラワーフェスティバルなどイベントの中止で利用者の工賃収入が激減していることを心配されていました。

高齢者施設では、入所者が感染すると重症になるためにマスクや消毒薬の確保をしてほしいとの切実な声がありました。



4月9日 小池副市長に3回目の申し入れ

4月9日に、実態調査をもとに3回目（27項目）の申し入れを行いました。

主な申し入れ内容

【子どもたちを守るために】

●保育所や放課後児童クラブで、子どもたちが過ごす環境が「密」にならないよう、適切な環境と人員を確保し、感染防止に取り組むこと。

【くらしと地域経済を守るために】

●広島市内の事業所の実態を把握することは不可欠である。事業所の規模に拘わらず、市内の事業所の実態調査を早急に行うこと。

●自粛要請で、フリーランスなどは仕事を奪われ収入を断たれている。政府が予定している一時金の給付だけではすぐに行き詰まる。実態に応じた、損失補償や所得補償になるよう政府に対して、必要な補償措置を要請すること。

【障がい者や高齢者を守るために】

●感染者が発生した場合に必要な防護服やゴーグル、使い捨て手袋など、必要な資材をすべての介護施設や障がい者施設に配布しておくこと。

【医療体制強化について】

●感染拡大に備えて、PCR検査の体制を拡大すること。もっと短時間で結果が出る検査キットの導入に取り組むこと。

●公共施設・民間宿泊所などに軽症者の療養場所を確保すること。

●医療機関にマスクなどの衛生資材が優先的に確保できるよう責任を持つこと。

新型コロナウイルス各種相談先一覧

4月13日現在で使用できる制度や相談窓口をご紹介します。

●感染が疑われる場合

市健康推進課	504-2622
中区保健センター	504-2528
東区保健センター	568-7729
南区保健センター	250-4108
西区保健センター	294-6235
安佐南区保健センター	831-4942
安佐北区保健センター	819-0586
安芸区保健センター	821-2809
佐伯区保健センター	943-9731

●休業や失業で収入が減少した場合

緊急の個人向け生活資金の貸し付け制度
(生活福祉資金・無利子無保証人)

・新型コロナの感染症の影響を受け、休業による収入減で一時的な資金が必要な方への緊急貸付 →20万円以内

・失業などにより生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対して、生活の立て直しのための資金を貸し付け
→月20万円(単身者15万円)以内・3か月以内

申し込み先

中区社会福祉協議会	249-3114
東区社会福祉協議会	263-8443
南区社会福祉協議会	251-0525
西区社会福祉協議会	294-0104
安佐南区社会福祉協議会	831-5011
安佐北区社会福祉協議会	814-0811
安芸区社会福祉協議会	821-2501
佐伯区社会福祉協議会	921-3113

●仕事がなく自宅待機や解雇された場合

*内定であっても雇用契約が成立しているため、社員と同じで正当な理由がない限り無効です。

広島労働局	221-9296
県労連相談センター	262-2099

●臨時休校で子どものために

従業員を休ませた企業 又は仕事を休んだフリーランス

申請 3/18~6/30

・学校休業助成金

従業員を休ませた企業に

日額上限8330円

・学校休業支援金

委託契約を受けている個人事業者

(フリーランス)

日額上限4100円

支援金相談コールセンター

0120-60-3999

●仕事がなく従業員に休んでもらった

雇用調整助成金(特例)で、休業手当や負担額の4/5(中小企業)2/3(大企業)を助成(解雇等を行わない場合は9/10(中小企業)、3/4(大企業))

期間 4/1~6/30

広島労働局 502-7832

●仕事がなく資金繰りができない

融資の相談

広島市 504-2241

広島県 513-3321

日本政策金融公庫

244-2231

